

仕様書

1 業務名

広島市産業廃棄物実態調査業務

2 目的

本市において実態を把握できない産業廃棄物の排出状況や処理状況等のアンケート調査を行い、本市で発生する産業廃棄物の排出状況や処理状況等を把握すること、及び本市における産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する具体的な指導内容を決定するにあたっての基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

4 業務内容

産業廃棄物の排出状況や処理実態等を調査し、市全体の産業廃棄物の排出状況や処理状況等を推計、将来予測、分析を行うとともに、併せて実施する産業廃棄物処理に係る取組等の状況の調査により産業廃棄物処理に当たっての問題点を抽出する。

なお、調査方法等については、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版（平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に準じて行うものとする。

(1) 排出事業者へのアンケート調査

ア 調査対象事業所の抽出

調査対象事業所として、市内の事業所から約 6,000 事業所を抽出する。なお、抽出条件については、本市と協議の上、決定するものとする。

イ 調査票の作成

産業特性等に応じた調査票（建設業用、医療・福祉用、その他業種用）を本市と協議のうえ作成する。また、調査票の設計にあたっては、記入者が分かりやすいものとなるよう留意する。

調査項目は以下に示す内容を基本とし、具体的な設問内容や送付状の内容等は市と協議の上、決定するものとする。

- ①事業所の概要（事業所名、所在地、連絡先、活動量指標等）
- ②排出量、処理・処分状況、再生利用等
- ③排出抑制、リサイクルに対する取組状況等

ウ 調査票の発送、回収等

郵送によりアンケート調査票の配布・回収を行い、問い合わせ等について対応する。（郵送費、調査票・封筒の作成費等は受託者負担とする。）

回収にあたっては、未提出事業所へ督促を行う等により 60%以上の回収率を目標とする。また、回収した調査票の内容確認を行い、不備・不明事項がある場合は、問い合わせ等により内容の修正・補完を行う。

さらに、本調査用のウェブサイトを設け、調査票のダウンロード、電子メールでの回答を可能とするなど回答率の向上に努めるものとする。（ウェブサイトは受託者が設けるものとし、費用

は受託者負担とする。)

エ その他

今年度、広島県において本調査と同様な調査を実施予定であるため、県の調査内容と調整を図る。また、本調査の対象事業所のうち、県調査の対象にもなっているものを抽出し、重複調査とならないよう調整する。(県調査の対象にもなっているものは4(1)イ③のみ行う。)

排出量等の推計にあたっては、県調査における本市に所在する事業所の調査結果も加えて行うものとする。(補正が必要な場合は行うものとする。)

(2) 調査データの入力

回収した調査票について、データを入力し、内容を精査する。

なお、データの書式等については本市の指示に従うものとする。

(3) 排出量等の推計、検証

アンケート調査結果等をもとに、市全体の排出状況や処理状況(令和5年度の産業廃棄物の種類毎の排出量、有償物量、中間処理量、最終処分量、再生利用量など)を推計する。推計方法については、本市と協議の上、決定するものとする。

また、前回調査や各種報告等との比較を行い、推計結果の妥当性を検証し、必要に応じて、データの精査、内容確認等を再度行う。

(4) 排出量等の将来予測

排出量等について、令和12年度までの将来予測を行う。予測手法については、経済動向等を考慮し、予測値が妥当なものとなるよう検討を行うこと。

(5) 産業廃棄物処理業者へのアンケート調査

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者(約200業者)に対して、郵送によりアンケート調査票の配布・回収を行い、問い合わせ対応、内容確認等を行う。なお、調査は、処理業者の産業廃棄物処理に係る取組等の状況に係る調査とし、排出事業者へのアンケート調査における4(1)イ③とは別業のものにより行うものとする。

(6) 分析等

各種結果について、集計、現状分析、前回調査との比較等を行う。

また、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進に向けた課題を整理する。

5 成果品

(1) 報告書

印刷物50部、原稿の電子データ一式(形式は別途指示)

(2) 報告書の概要版

印刷物100部、原稿の電子データ一式(形式は別途指示)

(3) 電子データベース

回収データ等の電子データベース一式(EXCEL)

(4) その他本市が必要とするもの

成果品を作成する上での抽出条件、推計方法などの詳細資料を提出すること。

6 情報管理

契約を履行するうえで知り得た個人情報に関しては、「個人情報取扱特記事項」及び「広島市情報

セキュリティポリシー」に従い、適正に業務を履行すること。

また、情報の取扱にあたっては、漏洩の防止等適正な管理のために必要な措置を講じること。

7 報告事項等

(1) 実施計画書の提出

ア 受託者は契約締結後速やかに委託業務実施計画書を提出し、本市の承認を受けなければならない。

イ 委託業務実施計画書には、実施体制（問い合わせ窓口等を含む）、実施スケジュール等を記載するものとする。

(2) 現場責任者及び従業員名簿の提出

受託者は契約締結後速やかに本市に対し、現場責任者及び従業員の氏名を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また、同様とする。

8 体制

本調査に係る問い合わせ、回収、不備・不明事項の確認等は受託者が一元的に対応するものとする。また、受託者は、これらの業務を適切に執行するために必要な人員を配置し、体制を整えるものとする。調査票送付後、2日後（2日後が土日祝日であった場合はその後の平日）から5日間の間の人員については別途協議を行うものとする。

9 その他

(1) 各種報告等既存資料を活用し、回収率及び精度の向上を図るものとする。

(2) 調査にあたっては、回答しやすいよう工夫するとともに、回収内容について十分な精査を行うものとする。

(3) 受託者は、業務の進捗状況を適宜本市に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

また、広島県のデータ入手に関して本市と広島県が協議する際は、必要に応じて参加するものとする。

(4) 成果物に対する著作権、特許権その他一切の権利は本市に帰属するものとする。

(5) 受託者は、本業務の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法等を使用する場合、これらの権利に関する一切の責任を負うものとし、これらに要する費用は受託者の負担とする。

(6) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本市及び受託者が協議して定めるものとする。